

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第18条)		
	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（R2年2月に中華人民共和国から世界保健機構に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）	発症日を0日とし、発症した後5日を経過し、軽快後1日を経過するまで。無症状の場合は、検体採取した日が発症0日となります。その後症状が出た場合は、症状出現日が発症日となります。
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症日を0日とし、発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで、幼児にあつては、解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がか皮化（かさぶた化）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主症状が消退後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

通常、出席停止の措置の必要ないと考えられる感染症の例（アタマジラミ、水イボ、伝染性膿痂疹（とびひ））

教育・保育施設に係る「意見書」及び「登園・登校届」の取り扱いが変更とされました。

これまで、園児・児童・生徒が感染症に罹患した際、登園・登校を再開するにあたって「治癒証明書」の発行、提出をお願いしておりました。この度宇都宮市医師会から感染症に応じて「意見書(医師記入)」又は「登園・登校届(保護者記入)」を使用すること「治癒証明書」は不要とすることとなりました。

意見書(医師記入)園児・児童・生徒が登園・登校する際に、医師が記入することが考えられる感染症の種類

麻疹(はしか)、風疹、水疱瘡(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(O157・O026・O111等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎) ※インフルエンザについては「インフルエンザ経過報告書」、新型コロナ感染症については「新型コロナウイルス感染症届出書」を保護者に記入いただく。

医師の診断を受け、保護者が登園・登校届を提出することが考えられる感染症

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス)、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発疹 (報告様式は、別紙参照)